

# 令和2年度 Go To Eatキャンペーン 食事券事業約款 (追加発行券用)

## 第1章 総則

(趣旨)

第1条 新型コロナウイルス感染拡大により影響を受けた国内経済の回復に向けた緊急経済対策として令和2年度 Go To Eat キャンペーンに係る事業のうち食事券発行事業（以下「本事業」という。）を栃木県において行う。

2 本事業の実施に関しては、この約款に定めるところによる。

(発行団体及び事務取扱団体)

第2条 Go To Eat キャンペーン栃木食事券（以下「食事券」という。）の発行団体は、株式会社JTB宇都宮支店【Go To Eat キャンペーン 食事券事業 栃木県事務局】（以下「事務局」という。）とし、農林水産省より本事業を委託された事務局が事務の取扱いを行う。

(追加発行総額及びプレミアム金額、食事券発行冊数)

第3条 追加発行する食事券の発行額は60億円とし、プレミアム金額はうち10億円とする。

2 食事券の発行冊数は50万冊とする。

(実施期間)

第4条 本事業の実施期間は、令和3年10月1日から令和4年1月31日までとする。ただし、諸般の事情により実施期間を延長する場合がある。

(食事券の販売内容)

第5条 食事券の販売単位は、額面1,000円の12枚つづりを1冊とする。

2 食事券の販売は、1冊単位とし、販売金額は10,000円とする。

(券面表示事項)

第6条 食事券には次の事項を記載する。

- (1)発行団体名
- (2)利用可能な金額、期間
- (3)偽造防止のための通し番号
- (4)釣銭対応
- (5)返品、返金等の対応
- (6)紛失、盗難等の免責

(7) 転売の禁止

(8) 約款の存在

(9) その他食事券に記載が必要と思われる事項

## 第2章 食事券の販売

(購入対象者)

第7条 食事券の購入対象者は、居住地や年齢などの制限は定めないこととする。

2 食事券の購入は販売窓口に来た対象者本人のみとし、代理人による購入はできないこととする。

(購入限度冊数)

第8条 食事券の購入限度冊数は、対象者1名につき1回2冊までとする。

2 食事券は前項の限度冊数を条件に、複数回にわたり購入することを可能とする。ただし、1日での購入回数の上限は対象者1名につき10回までとする。

(販売会場)

第9条 食事券の販売会場は、別途事務局が指定する販売会場とする。

2 事務局は販売会場の詳細を都度ホームページで告知する。

(販売方法)

第10条 食事券の販売方法は、前条で定める販売会場にて現金のみでの対面販売とする。

2 食事券購入に関する領収書は一切発行しないこととする。

3 販売会場では3密回避に努め、お客様の安全を第一に考えることとし、場合により、整理券等の配布による食事券販売など適宜安全確保の対策を講じることとする。

4 前項による対策を講じたにもかかわらず、行列や3密の状態が継続する場合は、販売会場の判断により止むを得ず食事券の販売を休止することが出来る。

(食事券の販売期間及び販売時間)

第11条 食事券の販売期間は、令和3年11月10日から令和3年12月15日までとする。ただし、諸般の事情により販売期間を延長する場合がある。

2 諸般の事情により販売期間について前項より変更がある場合、ホームページでその期間を告知することとする。

3 食事券が完売となった場合は、その時点で販売を終了とする。

4 食事券の販売時間は原則平日10:00~17:00とするが、販売会場における諸般の事情に鑑み協議の上で最終的に決めることとする。

(残券の処理)

第12条 前条1項に定める期間を超過した券については、事務局が全て適切に処分しなければならない。

(販売周知)

第13条 事務局は、食事券の販売及び利用に関する情報をホームページ、新聞、テレビ、広報紙、ポスター等により周知をするものとする。

2 前項に付随する各種情報について、適宜ホームページに掲載し周知をするものとする。

### 第3章 食事券の利用

(有効期間)

第14条 食事券の有効期間は、令和3年11月10日から令和3年12月15日までとし、有効期間を経過した食事券は無効とする。ただし、諸般の事情により有効期間を延長する場合がある。

(加盟店)

第15条 食事券が利用できる店舗は、第21条の登録資格を満たし、第22条による登録をした店舗（以下「加盟店」という。）より決定する。

(対象サービス)

第16条 食事券は、加盟店が取扱う食事サービス（テイクアウト及びデリバリーを含む）（以下「食事サービス」という。）について、利用できるものとする。

2 食事券は、次に掲げる支払いに利用することができない。

- (1) 税(消費税及び地方消費税を除く。)、公共料金又はこれらに類するものに係る支払い
- (2) 金券、プリペイドカード、チケット、回数券などの換金性の高い物品の購入代金の支払い
- (3) 回数券、年間パス等の食事券の利用期間経過後もサービスの享受のため利用できる物品の購入代金の支払い
- (4) たばこの購入代金の支払い
- (5) 公序良俗に反するものに係る支払い
- (6) その他、加盟店が指定する商品やサービス
- (7) その他、事務局が指定するもの

3 食事券利用に関する領収書の発行可否については、加盟店ごとに定めることとする。

(釣り銭)

第17条 食事券の利用に対する釣り銭は、支払わないものとする。

2 前項の条件による食事券の利用可否については、加盟店の判断によるものとする。

(利用者の責務)

第18条 食事券を利用する者（以下「利用者」という。）は購入した食事券の返品、現金との交換はできないものとする。

2 利用者が食事券で購入した食品及びサービス等については、食事券及び現金による返金はできないものとする。

3 利用者が購入した食事券が盗難、紛失、滅失した場合は利用者の責務とし、食事券の再発行は行わない。

4 利用者が購入した食事券は、転売できないものとする。

5 裏面に加盟店名が記載（又は押印）された食事券は利用できないものとする。

6 半券が切り取られている食事券は利用できないものとする。

(食事券の棄損等)

第19条 食事券が棄損した場合、以下の各号を全て満たすことが確認できる場合に限り、食事券として利用及び換金することができるものとする。

(1) 食事券表面の通し番号（2箇所）を確認できること

(2) 偽造防止が施された以下の部分（2箇所）が残っていること

- ・ 食事券表面の左側／白色とちまるくん
- ・ 食事券表面の右側／コピー牽制（コピーした場合『コピー』と文字が表れます）

(3) 全体の三分の二以上が残っていること

## 第4章 食事券の加盟店

(加盟店の募集)

第20条 加盟店の募集の周知方法は、栃木県商工会議所連合会、栃木県商工会連合会、栃木県商店街振興組合連合会による告知等の協力、及び本事業のホームページ、新聞、広報紙、ポスター等によるものとする。

(加盟店の登録資格)

第21条 加盟店の登録資格は、栃木県内で営業しており、別紙「加盟店登録条件」に定める内容を満たす店舗とする。ただし、反社会的勢力でないこと、また、反社会的勢力を不当に利用していると認められるなど反社会的勢力と密接な関係を有していないこととする。

(加盟店の登録手続き)

第22条 加盟店の登録を希望する店舗は、第23条に定める期間に事務局に食事券加盟

店の登録申請をし、事務局の承認を得なければならない。

2 登録申請は原則として本事業ホームページ上の登録サイトより行うこととする。ただし、諸般の事情により登録サイトより登録申請ができない場合、FAXによる登録申請も可能とする。

3 事務局は、前項に定める申請があった場合は、当該申請者が登録資格を満たすことを確認の上、当該申請者に加盟店決定通知書を発送する。なお、当該申請者が登録資格を満たすことが出来ないことを確認した場合、当該申請者に加盟店登録不可の旨を電話、メール、FAX、郵送のいずれかの手段で通告することとする。

4 前項により加盟店登録不可の通告を受けた当該申請者が、改善等により登録資格を満たすことが出来る状況を確認できた場合、再度加盟店登録申請することを可能とする。

5 事務局は、本事業のホームページ等で、決定した加盟店を明らかにしなければならない。

6 事務局は、加盟店に対し加盟店マニュアル、加盟店ポスター、換金用ツール等加盟店の運営に必要なもの(以下「加盟店キット」という。)を発送する。

7 加盟店による食事券取扱いの開始日については、次の各号を全て満たす日とする。

(1)事務局が発送する『加盟店決定通知書』及び加盟店決定通知書とは別に発送する『加盟店キット』の両方が揃った日

(2)食事券利用開始日以降の日

(加盟店の募集期間)

第23条 加盟店の募集期間は令和3年10月1日から令和3年12月15日までとする。ただし、諸般の事情により募集期間を延長する場合がある。

2 栃木食事券(既存券)からの加盟店については、引き続き加盟店としての資格を有することとし、前項による新たな加盟店登録は不要とする。ただし、一度加盟店を取りやめた飲食店(一時休止等は除く)については新たな加盟店申請を必要とする。

(換金期間)

第24条 加盟店による使用済食事券の換金期間は、食事券の販売開始日より令和3年7月5日(必着)までとする。ただし、諸般の事情により換金期間を延長する場合がある。

2 換金期間を過ぎた食事券は無効とし、換金できないものとする。

(換金方法)

第25条 加盟店の換金方法については、次のとおりとする。

(1)使用済食事券を換金する場合は、事務局が指定する送付先に、換金申請書と食事券半券(換金送付用部分)を郵送にて提出する。加盟店は、あらかじめ指定した預金口座へ、換金額の振り込みを受ける。

(2)追加発行食事券(ピンク色の食事券)の集約はマニュアルに従って別々に行い、他の

券と混在させないこととする。

(3)加盟店に対する換金額の振り込みは、月に最大2回とし、毎月の回収日までに到着（必着）した食事券額面金額分について振り込みを行う。ただし、換金申請内容に齟齬を確認した場合は、この限りではないものとする。

(4)加盟店は振り込まれた換金額を確認し、万が一疑義が生じた場合は、入金後3営業日以内に事務局まで連絡する。

(5)加盟店の預金口座へ換金額を振り込む際の振込手数料は、事務局が負担する。

#### （加盟店の遵守事項）

第26条 加盟店は、次の事項を遵守しなければならない。

(1)加盟店登録条件を順守すること。

(2)利用者が利用期間中に食事券を持参した場合は、食事券額面分の食事サービスの提供を行うこと。

(3)事務局等から配布された加盟店キットのポスター等は、利用者がきちんと認識できるよう適切に掲出すること。

(4)利用者から受け取った食事券には、裏面に加盟店名及び利用日を押印又は記載すること。

(5)裏面に既に加盟店名や利用日の記載がある食事券、また半券が切り離されている食事券は受け取らないこと。

(6)偽造等の不正使用の疑いがある場合は、受け取りを拒否するとともに速やかに事務局に申し出ること。なお、偽造された食事券については、換金できないことを了承すること。

(7)食事券の交換、譲渡、売買、再利用はしないこと。

(8)加盟店が自ら購入した食事券を自店名で換金しないこと。また、商品仕入れ等に使用しないこと。

(9)換金申請書の加盟店控え及び提出済の食事券の半券については換金額の振り込みを受けるまで保管すること。

(10)本約款に定める各条項及び加盟店マニュアル等を遵守するとともに、事務局からの指示に従うこと。

#### （加盟店資格の喪失等）

第27条 事務局は、第21条に定める登録資格を満たさないことが判明した場合及び前条の各号に違反する行為が加盟店に認められた場合は、加盟店に対し注意、改善勧告、加盟店登録の取消し等を行うことができる。

#### （紛失等の責務）

第28条 利用者から受け取った食事券が盗難、紛失、滅失した場合は、加盟店の責務とする。

2 換金申請の際に誤って食事券本券（加盟店控え部分）を送付した場合、食事券半券（換金送付用部分）を改めて送付し、その内容に問題が無ければ換金を行う。なお加盟店の過失により食事券半券（換金送付用部分）を滅失した場合、原則として換金申請には応じない。ただし食事券本券（加盟店控え部分）、紛失経緯に関する資料及び不正換金が発生した場合には加盟店がその責任や補償を負う旨の書面、券通番チェックリストなど必要書類を提出することにより、換金について事務局と協議をすることができる。

3 前項は換金を保証するものではないことを了承すること。

4 換金目的による郵送途中などで発生した第三者による食事券半券（換金送付用部分）の滅失と想定できる場合は、換金申請書の加盟店控えと滅失した食事券の本券（加盟店控え部分）の提出を行うことができる場合に限り、事務局の責務とし、損害の補填をするものとする。なお、その後の換金申請の際の券通番チェックについては当該加盟店及び事務局で別途協議の上、対応を検討する。

（届出事項の変更）

第29条 加盟店は、登録事項に変更があった場合は、速やかに事務局に届け出るものとする。

## 第5章 雑則

（事務局の過失による紛失等の責務）

第30条 事務局の過失による食事券の盗難、紛失、滅失は、事務局の責務とし、損害の補填をするものとする。

（その他）

第31条 この約款に定めるもののほか、本事業の実施に伴い必要な事項は、事務局が別に定める。

## 附則

（施行期日）

この約款は、令和3年3月15日から施行する

この約款は、令和3年10月18日から施行する

## Go To Eat キャンペーン 栃木食事券 加盟店登録条件

※加盟店登録に際し下記条件をすべて満たしていただくことが必要となります。必ず各項目の状況をご確認のうえ、遵守いただきますようお願い致します。

### 【営業形態】

- 当店は、日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改訂）の中分類「76 飲食店」に分類される飲食店（主として客の求めに応じ調理した飲食料品をその場で飲食させる飲食店）であり、かつ、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 52 条第 1 項に基づく「飲食店営業」又は「喫茶店営業」の許可を得ています。
- 当店は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 4 項に規定される「接待飲食等営業」及び同条第 11 項に規定される「特定遊興飲食店営業」の許可を得た営業を行っていません。

### 【行政への協力】

- 当店は、Go To Eat キャンペーン期間中に、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 24 条第 9 項に基づく協力の要請があった場合には、それに従います。また、同法に基づく要請でないものであっても、営業時間の短縮等、国又は地方公共団体からの要請があった場合には、それに従います。
- 当店は、Go To Eat キャンペーン期間中に、当店の従業員から新型コロナウイルスの感染者が発生したことを把握した場合には、速やかに保健所に報告します。
- 当店は、農林水産省が事前通告なしに行う訪問調査に協力します。
- 登録の際に提供した情報及び Go To Eat の対象店舗となった場合はその旨を Go To トラベル事務局に提供することに同意します。

### 【ガイドラインに基づく取組等】

- 当店は、「外食業の事業継続のためのガイドライン」（令和 2 年 5 月 14 日、一般社団法人日本フードサービス協会、一般社団法人全国生活衛生同業組合中央会）に基づき、新型コロナウイルス感染症予防の取組を実施します。
- 当店は、「換気」、「声量」、「三密」に配慮しクラスターの発生を防ぐために、以下の内容を含む感染症予防の取組を実施するとともに、その取組内容を店頭に掲示します。
  - ・ 店舗入口や手洗い場所における手指消毒用の消毒液の用意。
  - ・ 店内における適切な換気設備の設置と徹底した換気の実施（窓・ドアの定期的な開放、常時換気扇の使用等）。
  - ・ 他グループの客同士ができるだけ 2 m（最低 1 m）以上空くように間隔を空けてテーブル・座席を配置するか、テーブル間をパーティション（アクリル板又はそれに準ずるもの）。



以下同じ。)で区切る。カウンター席は、他グループの客同士が密着しないよう適度なスペースを空ける。

※飛沫感染を防ぐ観点からは、背中合わせの座席について、最低1m以上の間隔を空けて配置することまで求めるものではない。また、同様に、カウンター席については、パーティションで区切る対応も効果的である。

- 一つのテーブルで他グループと相席する場合には、真正面の配置を避けるか、テーブル上をパーティションで区切る。
- 当店は、カラオケ設備を有している場合であっても、食事券の利用者又はポイントの付与対象者・利用者かどうかに関わらず、利用客に当該設備を使用させません。
- 当店は、栃木県「新型コロナウイルス感染防止対策取組宣言書」及び「新型コロナウイルス感染防止対策取組宣言ステッカー」を掲示します(宣言書又はステッカーのいずれかは店頭に掲示します)。また、「とちまる安心通知」のQRコードを店頭に掲示します。
- 当店は、利用者に対して、以下の事項を周知します。
  - 発熱や咳など異常が認められる場合は来店しないこと。
  - できる限り混雑する時間帯を避けること。
  - 大人数での会食や飲み会を避けること。
  - デリバリーやテイクアウトを活用すること。
  - 店が席の配置や食事の提供方法を制限することに協力すること。
  - 食事の前に手洗い・消毒をすること。
  - 咳エチケットを守ること。会話の声は控えめにし、大声に繋がりやすい大量の飲酒を避けること。
  - 食事中以外はマスクを着用すること。
  - 新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCoA)を利用すること。

※取組内容の店頭掲示や利用者に対する周知のために必要なポスター等については、農林水産省から提供します。

#### 【参加登録の取消】

- 当店は、ガイドラインの遵守に係る不備について、農林水産省、所在する地方公共団体又はGo To Eat キャンペーン 食事券事業 栃木県事務局の指摘に適切に対応しない場合や本誓約書の誓約内容に違反や虚偽があった場合、Go To Eat キャンペーン 食事券事業 栃木県事務局により参加登録が取り消されることに同意します。

#### 【令和3年5月17日以降の加盟店登録条件】

- 当店は、栃木県「とちまる安心認証」に申請を行っています。加盟店登録後、認証を受け、認証ステッカーを店頭に掲示します。(加盟店登録後に、栃木県より認証取得についての確認連絡がある場合がございます)